



責任ある企業行動の促進のための
政府の役割に関する勧告

非公式翻訳



OECDによる法的規範

本書は、OECD事務総長の責任のもとで発行されている。本書で表明されている意見や主張は、必ずしもOECD加盟国の公式見解を反映するものではない。

本文書並びに掲載のデータ及び地図は、領土に関する地位或いは主権、定められた国境及び境界、またいかなる領土、都市、地域の名称をも害するものではない。

公式及び最新のOECDの法的文書その他関連情報については、<http://legalinstruments.oecd.org>にあるOECDの法的文書一覧を参照されたい。

本文書を引用の際は、以下のとおり記載すること。

OECD, *Recommendation on the Role of Government in Promoting Responsible Business Conduct*, OECD/LEGAL/0486

OECDの法的文書シリーズ

画像提供: © Andrew Esson / Baseline Arts Ltd

© OECD 2023

本文書は(無料)無償で提供される。それがいかなる点においても変更されない限り、本文書は追加の許可を必要とせずに(無料)無償で複製し配布することができる。本文書を販売することは許されない。

これはOECDの公式の翻訳ではありません。原文との整合性を確保するよう努めていますが、公式版は下記のウェブサイトに掲載されている英語版とフランス語版です。 <https://legalinstruments.oecd.org>.

背景

「責任ある企業行動の促進のための政府の役割に関する勧告」は、投資委員会の提案に基づき2022年12月12日にOECD理事会で採択され、2023年2月14・15日に開催された責任ある企業行動に関するOECD閣僚会合の際に公表された。本勧告は、政府その他公的機関及び関連するステークホルダーが、責任ある企業行動（RBC）を実現し、及び促進する政策の立案及び実施に取り組むことを支援するために、原則及び政策的勧告を包括的な単一文書で示すものであり、RBC及びRBC関連分野に係る既存のOECDの基準から、RBCに関する政策及び政策の一貫性に関するガイダンスをまとめたものである。

RBCに関する政府の役割に係るOECDの取組

持続可能な開発に貢献し、人間、地球及び社会に対する損害を防止及び回避すべく、企業に対し、RBCに関する国際基準の遵守を求める動きが、ここ10年間で強まってきた。

「OECD多国籍企業行動指針」[[OECD/LEGAL/0144](https://www.oecd.org/LEGAL/0144)]（「多国籍企業行動指針」）をはじめ、RBCに関するOECDの文書は、こうしたニーズをとらえ、企業の行動に焦点を当ててきた。しかし近年では、企業による効果的なRBC基準の実施を支援する上で、政府が適切な政策環境を提供し、インセンティブを生み出し、自らの活動においてRBCの実例を示すことで、主要な役割を果たすことが認識されてきている。政府は、RBC関連の原則及び基準を取り入れ、国内法や政策、規制及びイニシアティブを通じてRBCを可能にする環境整備のための方法を今まで以上に模索するようになってきている。一方、これらの動きがRBC基準の国際的な実施を後押ししているとはいえ、国内レベルでの政策措置の増大と政策の一貫性の欠如は、グローバルに展開する企業にとって困難を生み出し、RBCに関する政府の行動の効果を潜在的に損ないかねない。

これらの課題に対応するため、とりわけ、公共調達、国有企業、投資、貿易及び輸出信用に関連して、政府のためのRBCに関する政策ガイダンスとしてOECDによる様々なツールや文書が近年取りまとめられてきた。また、責任ある企業行動に関する作業部会（Working Party on Responsible Business Conduct（WPRBC））が、RBCの促進及び政策の一貫性支援のための政策の効果的な設計、促進及び実行に関する対話の支援をより強化している。しかしながら、こうしたガイダンスは多岐にわたるOECDのツールや文書に盛り込まれているため、政府がRBCの促進と実践のためにできることを明確かつ一貫した形で示すことは困難なままである。

このような中、既存のOECDの基準及びガイダンス文書を踏まえ、本勧告は以下の点を旨とする。



本勧告の策定プロセス

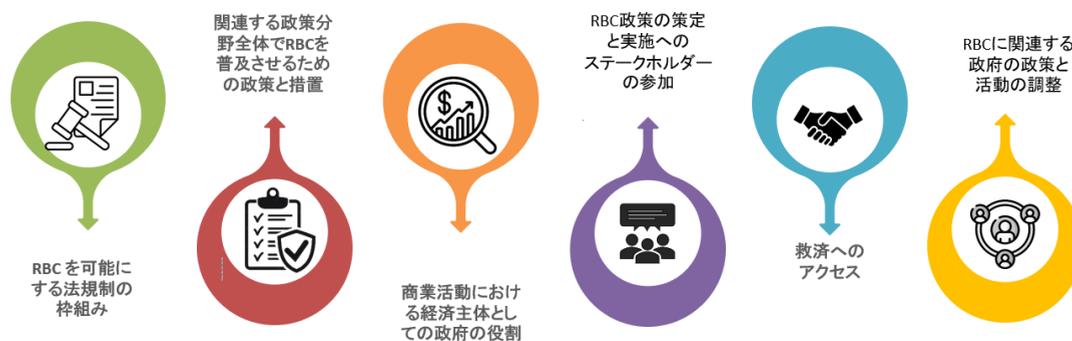
WPRBCにおいて、多国籍企業行動指針の参加国がRBCに関する国内政策と国際的な政策において一貫性を持ったものにするためにはどのような支援が必要かについて、2019年に議論が開始された。

WPRBCは、政府のための一貫したガイダンスを包括的な単一文書で示すことを目的とし、様々なOECD基準やガイダンスに分散して記載されていたRBC政策に関する既存のガイダンスを、段階的な起草プロセスを通じて一つにまとめた。本勧告の水平的かつ分野横断的な性質と、他の政策分野における多数の基準との関連性に鑑み、OECD内部における協議が2021年9月に実施された。その後、2021年12月にパブリック・コンサルテーションが開始され、企業、労働組合、市民社会組織及び学界から意見が寄せられた。これらの協議で寄せられた意見を踏まえ、WPRBCと投資委員会は、2022年11月、本勧告の草案及び右草案につき理事会の採択を求めることを承認した。

本勧告の適用範囲

本勧告は、政府によるRBCの実現と促進を支援する政策的勧告及び原則を一貫した形でまとめたものである。多国籍企業行動指針及び責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンスの適用範囲を（内容及び適用において）拡大するものではなく、RBCのための各国連絡窓口（NCPs）の権限を変更するものでもない。このように、本勧告は、RBCの促進における政府の役割を明確化することによってNCPsの権限を支援するものである。さらに、本勧告はNCPsが救済へのアクセスを拡大することに寄与する役割を踏まえたものであるが、NCPsのこの点に関する具体的な責任について説明するものは実施手続である。

本勧告は、6つの主要領域を中心に構成された21の指導原則で構成される。



次のステップ

OECD責任ある企業行動センターは、国内及び国際レベルの活動並びに地域ごとのイベントを通じて、効果的な普及を行う。WPRBCは、実践的なガイダンスの作成や、特にRBCに関する政策担当者向けのラウンドテーブルといったピア・ラーニングを支援するための知見や優良事例に関する情報交換の促進を通じ、参加国を支援するとともに、本勧告の実施状況を確認していく。本勧告の実施、普及及び継続的な有効性に関する報告書は、2028年にOECD理事会に提出される。

責任ある企業行動に関するOECDの取組について、さらなる詳細は以下を参照のこと。

<http://mnequidelines.oecd.org/>

問い合わせ先：rbc@oecd.org

理事会は、

1960年12月14日の経済協力開発機構（OECD）条約第5条（b）に留意し、

「国際投資及び多国籍企業に関する宣言」及び「OECD多国籍企業行動指針」（以下「多国籍企業行動指針」という。）[\[OECD/LEGAL/0144\]](#)、「OECD多国籍企業行動指針に関する理事会決定」[\[OECD/LEGAL/0307\]](#)、「投資のための政策枠組みに関する理事会勧告」[\[OECD/LEGAL/0412\]](#)並びに「持続可能な開発のための海外直接投資の質に関する理事会勧告」[\[OECD/LEGAL/0476\]](#)に留意し、

「OECD紛争地域及び高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンスに関する理事会勧告」[\[OECD/LEGAL/0386\]](#)で言及される「OECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」、「採掘セクターにおける意味のあるステークホルダー・エンゲージメントのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンスに関する理事会勧告」[\[OECD/LEGAL/0427\]](#)、「責任ある農業サプライチェーンのためのOECD - FAOガイダンスに関する理事会勧告」[\[OECD/LEGAL/0428\]](#)、「OECD衣類・履物セクターにおける責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンスに関する理事会勧告」[\[OECD/LEGAL/0437\]](#)及び「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンスに関する理事会勧告」[\[OECD/LEGAL/0443\]](#)に留意し、

「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」[\[OECD/LEGAL/0293\]](#)、「OECD公務における利益相反の管理に関するガイドラインに関する理事会勧告」[\[OECD/LEGAL/0316\]](#)、「国際商取引における外国公務員への更なる贈賄の防止に関する理事会勧告」[\[OECD/LEGAL/0378\]](#)及び同勧告の「内部統制、倫理、法令遵守に関する優れた実践ガイダンス（附属書II）」、「ロビー活動の透明性（transparency）及び公平性（integrity）に関する原則についての理事会勧告」[\[OECD/LEGAL/0379\]](#)、「持続可能な開発のための政策一貫性に関する理事会勧告」[\[OECD/LEGAL/0381\]](#)、「公的輸出信用及び環境・社会デュー・ディリジェンスのための共通アプローチに関する理事会勧告」[\[OECD/LEGAL/0393\]](#)、「公共調達に関する理事会勧告」[\[OECD/LEGAL/0411\]](#)、「コーポレート・ガバナンス原則に関する理事会勧告」[\[OECD/LEGAL/0413\]](#)、「OECD国有企業（SOE）のコーポレートガバナンス・ガイドラインに関する理事会勧告」[\[OECD/LEGAL/0414\]](#)、「パブリックインテグリティに関する理事会勧告」[\[OECD/LEGAL/0435\]](#)、「オープンガバメントに関する理事会勧告」[\[OECD/LEGAL/0438\]](#)、「持続可能な貸付の実践及び公的輸出信用に関する理事会勧告」[\[OECD/LEGAL/0442\]](#)、「贈賄及び公的輸出信用に関する理事会勧告」[\[OECD/LEGAL/0447\]](#)、「人工知能（AI）に関する理事会勧告」[\[OECD/LEGAL/0449\]](#)、「国有企業における反腐敗及び清廉性に関するガイドラインに関する理事会勧告」[\[OECD/LEGAL/0451\]](#)、「インフラのガバナンスに関する理事会勧告」[\[OECD/LEGAL/0460\]](#)及び「持続可能な開発目標（SDGs）のための民間資金の動員を目的とする2017年OECD-DACブレンディッド・ファイナンス原則」に留意し、

責任ある企業行動（RBC）に係るその他の国際基準、特に国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」、ILOの「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」及びこれらの実施に関連した既存の政府の取組に留意し、

多国籍企業行動指針の参加国及び非参加国の共通目標は、経済・環境及び社会の発展に企業が果たし得る肯定的な貢献を推奨するとともに、事業によってもたらされうる負の影響を最小化することであることを認識し、

1976年の多国籍企業行動指針の採択及び2011年の改定を含むその後の改定以降、企業に対してRBCに関する原則や基準を遵守することが一層求められるようになったことを認識し、

グローバルな市場全体にわたる公平な競争条件を築く上での多国籍企業行動指針及び責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス（以下「OECD RBC基準」という。）の重要性を**認識し**、

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が、労働者の権利並びに環境及び健康に関する基準を国際的な基準や合意に沿って保護しつつ、活力ある機能的なビジネスセクターの育成を求めていること、及び企業がOECD RBC基準の実施を通じてSDGsの17の目標及びターゲットに対する貢献を強化できることを**想起し**、

2015年の気候変動に関するパリ協定が、気候変動に対処し、及び対応するグローバルな解決において、民間セクターが不可欠な構成要素であることを認識していることを**想起し**、

RBCが企業統治、人権（先住民族の権利、ジェンダー平等、無差別を含む）、雇用及び労使関係、環境、汚職防止、消費者利益、科学技術、競争、並びに納税に係る多数の事柄と政策分野に関わることを**認識し**、

多国籍企業行動指針が企業に対し、リスクベースのデュー・ディリジェンス（「RBCのためのデュー・ディリジェンス」）を実施し、自らの活動、サプライチェーンその他ビジネス上の関係において多国籍企業行動指針が対象とする事項に関して実際の又は潜在的な負の影響を特定し、防止し、軽減し、及び対処する方法を説明できるようにすることを勧告していることを**認識し**、

労使代表者間の社会的対話、協議及び協力がRBCとデュー・ディリジェンスにおける意味のあるステークホルダーの関与を可能にすることを**認識し**、

環境・社会・ガバナンス（ESG）基準の取入れと情報開示が市場や様々な事業分野で広がっていること、そしてこれらの分野とRBC基準において関連する国際及び国内基準の一貫性の確保が重要であることを**認識し**、

RBC基準が企業の行動に対処する一方、政府が、例えば雇用者、調達者の役割を通じ、また、国有企業を通じ、経済主体として責任あるビジネス慣行を推し進め、支援し、及び促すことを可能にする政策環境の創出などにより、その効果的な実行の支援において重要な役割を担うことを**認識し**、

政府が、企業の事業活動、サプライチェーンその他ビジネス上の関係にまで及ぶデュー・ディリジェンスについての包括的かつ共通のアプローチを支援するため、OECD RBC基準を活用しながら、責任あるビジネス慣行を促進することを目的とした法令を導入し、それにより自主的な取組の実施の公平でない水準に対応していることを**認識し**、

多国籍企業行動指針の実効性を高める上での各国連絡窓口（NCPs）の役割と、RBCのための政策の一貫性を促進する上でNCPsが果たし得る役割を**認識し**、

異なる政策分野における一層多くのOECD基準がRBCを促進する上での政府の役割に関わるようになってきており、また、関連する政策分野にわたる一貫性を確保するために、政府がRBCの促進を求められる機会が増えていることを**認識し**、

本勧告が、その他のOECD基準においても取り扱われる分野横断的な課題を扱っていること、及び、様々な基準の実施を支援するOECDにおける各主体の責任を変更することなく、OECDの各基準間の均一性と一貫性を確保することを目的として、それらの基準を参照していることを**認識し**、

国際的なRBC基準の整合性の重要性を認識するとともに、各国政府が相互に、また、他の主体と協力して、ビジネスに関する国際的な法的・政策的枠組みの強化に取り組んでいることを**認識し**、

責任ある企業行動又はビジネスと人権に関する国別行動計画が、包摂的なステークホルダーの関与を通じて策定され、RBCのための具体的な国家の取組のための重要な包括的政策枠組みを提供し得ることを**認識し**、

RBCに関する具体的な政策及びその他措置の計画は、本勧告に従うことを表明した加盟国及び非加盟国（以下「参加国」という。）において、それぞれの当局及び政府の異なるレベルの権限を含むそれぞれの政治的、行政的及び法的な背景によって形成されることを**認識し**、

投資委員会の提案に関して、

I. 本勧告の目的が、既存のRBC基準の適用範囲を修正し、又は変更したり、新たな基準を策定したり、これらの基準が適用される主体の区分を定めたりすることなく、RBCを支援し、及び可能にするための政府の政策に関するガイダンスの提供にあることに**同意する**。

II. 次のことにより、参加国が**RBCを可能にし、法律上その他の規制上の枠組みを継続的に実施し効果的執行を支援するために、当該枠組みの策定と見直しを行うことを勧告する**。

1. 多国籍企業行動指針その他RBC基準（コーポレート・ガバナンス、人権、雇用及び労使関係、環境、汚職防止、消費者利益、科学技術、競争並びに納税に関するものを含む）によって適用される分野において、継続的に実施され、及び効果的に執行される適切な法的・規制枠組みを整備し、又は維持すること。参加国は、既存の関連する法的・規制枠組みを定期的に評価し、執行や救済へのアクセス等に関するギャップその他困難について対処すべきである。

2. 法律や政策における実際の又は認識された不整合を解消するために最善の努力を行い、正当な対立が生じている場合には追加的なガイダンスを提供し、及び実施における潜在的ギャップに対応するための法令の導入を検討することを含め、一貫性を促進するために企業によるRBC基準の実施を妨げる不要な障壁を特定し、及び対処すること。

3. RBC基準の実効性向上及びRBCに関する政策の一貫性を促進するにあたり重要な役割を果たすことができるよう、NCPsの制度的枠組み並びにNCPsの人的及び財政的資源の妥当性を定期的に評価すること。

4. 新たな政策、法令（補足規則、立法指針又は分野別政策を含む）を策定する際、RBC基準、特にOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンスとの整合性を図ること。これは、責任あるグローバル・サプライチェーン、サステナブル・ファイナンス及び企業の非財務リスク情報の開示を促進することを目的とした政策、法律及び規制において特に重要となる。

III. 次のことにより、参加国が**関連する政策分野全体においてRBCを奨励することを勧告する**。

1. 信頼性の高い情報、ツール及びインセンティブの提供を通じて、適当な場合にはOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンスを含むRBC基準の効果的な実施を支援する。これには、可能な範囲で、企業の経済的利益やインセンティブをRBC基準の実施と整合させることを含む。

2. 貿易及び投資政策並びに二国間及び多国間の協定を通じてRBCを促進すること。これには、これらの政策や協定の対象となる企業がRBC基準を実施することを期待することを含む。

3. 持続可能な開発への民間セクターの貢献を促進・活用するために、特に国内及び国際レベルでの開発金融手段において、開発協力の取組においてRBCを推進する。特に、開発金融機関の政策、サステナブル・ファイナンス及びブレンディッド・ファイナンスは、OECDデュー・ディリジェンス・ガイダンスを含むRBC基準に基づくべきである。

4. RBCに関する期待を明確に伝え、中小企業をはじめとする企業の遵守を支援するガイドンスを提供すること。そのために、参加国はNCPsを含む関係政府機関を通じ、OECDデュー・ディリジェンス・ガイドンスの活用を積極的に促進すべきである。

5. 貿易支援、経済外交、その他助成等の政府の支援やサービスの対象としての適格性を見直す際に、企業がNCPにおける個別事例に関連して信義誠実に関与しているかどうかを考慮する。

IV. 特に次のことにより、参加国が、経済主体として、また商業活動において、模範であること及びRBCを促進し、具現化するためのRBCの実例措置を講じることを勧告する。

1. 公共調達をRBCの戦略的ツールとして使用し、RBCを調達方針（規制的かつ戦略的な枠組み）に含め、及び公共調達におけるRBCのためのOECDデュー・ディリジェンスを促進すること。

2. 国有企業（SOE）が効果的な実施メカニズムとともにRBC基準を遵守することへの明確な期待を設定し、及び公にすること。

3. 株式、債務、贈与、融資、保証、及び保険の提供や管理における環境・社会・ガバナンス基準の組み入れ（公的輸出信用の申請において適切な関係者にRBCに関する認識を広めることを含む）を通じて、RBC基準の実施を支援すること。

V. 次のことにより、参加国がRBC政策の立案と実施におけるステークホルダーの参加を促すことを勧告する。

1. ビジネス関係者（適当な場合、企業、業界、雇用者の団体を含む）その他国内及び国際的なステークホルダー（労働者団体、市民社会、影響を受けるコミュニティ、研究者、一般市民を含む）を、施策のモニタリングや執行をいかに効果的に実施するかを含め、既存の又は将来的なRBCの規制と政策について関与させること。この観点から、参加国は、RBC基準の実施に特有の課題を抱える可能性のある企業（例えば中小企業）、及びRBC政策の策定及び実施への参加に困難を抱えるおそれがある人権擁護者や先住民族といった脆弱な立場にある人々に配慮すべきである。

2. 効果的に関連する困難や機会を明確にするための意味のある協議と関与のための透明性のあるチャンネルを提供すること、及び不当な圧力のない安全な対話の場を確保することなどにより、RBCの効果的な実施、モニタリング、及び促進へのステークホルダーの関与に資する環境を整備する。この点において、NCPsは、各国の状況を考慮して重要な役割を果たすべきである。

3. 説明責任と公共の利益を促進するために、特に、利益相反の状況を適切に管理し、競争法令を執行し、ロビー活動や政党・選挙運動の資金調達における透明性を確保することを通じて、特定の利害関係者による公共政策の私物化を防ぐことにより、政治プロセスのあらゆる段階において透明性とステークホルダーの関与を奨励すること。

4. ステークホルダー及び業界を招集する役割を果たし、RBCの促進のための集団的なイニシアティブを促進すること。

VI. 次のことにより、参加国が救済へのアクセスを促進することを勧告する。

1. それぞれの領域内において、あるいは領域内から事業を展開する企業によるRBC基準違反によって影響を受けた者が、効果的な司法的及び非司法的救済メカニズムにアクセスできるよう適切な措置を講じること。

2. NCPsが、個別事例において多国籍企業行動指針の実施に関連して生じた問題の解決を、公平性、予見可能性及び衡平性をもって、かつ多国籍企業行動指針の原則及び基準と統合的な方法で促進することにより、救済へのアクセスを提供する上で重要な役割を果たすことを確保する。そのために、参加国は、NCPsが社会のパートナーその他ステークホルダーからの信頼を得て、そ

の責務を効果的に果たすことができるような措置を講じるべきである。

VII. 次のことにより、参加国が**RBCに関する政策と行動を協調させることを勧告する。**

1. **RBCに関連する政策や実務の整合性と相乗効果を促進するために、国内の政府機関や組織間での一貫性を促進すること。**これには以下のような措置が含まれる。

- a. 分野横断の計画を含め、省庁、公共機関、政府の様々なレベルの間において政府全体での一貫した政策の促進に向けた協調メカニズムの活用を奨励する。
- b. 既存の実務や政策から生じる政策の一貫性にとっての障害を特定し、評価し、及び対応する。
- c. 関連する政策への**RBC**の統合と主流化をモニタリングする。
- d. **RBC**政策と基準の監督を行う政府機関及び組織に適切な予算、人員及び権限が与えられることを確保する。

2. 政策の一貫性の促進において**NCPs**を支援すること。これには、個別事例が各政府機関や団体の政策やプログラムに関連する場合に、**NCP**の個別事例に関連する声明や報告書の内容をそれらの機関や団体に通知することが含まれるべきである。

3. 多国籍企業行動指針その他国際的な**RBC**基準に沿って、国際レベルでの政策の一貫性を促進するために、例えば、関連する国際・地域機関や多国間開発銀行などを通じて国際的に協力すること。

VIII. 事務総長に対し、本勧告を普及させていくことを**促す**。

IX. 参加国に対し、あらゆる政府のレベルで本勧告を普及させることを**促す**。

X. 非参加国に対し、本勧告を考慮し、参加することを**促す**。

XI. 投資委員会に対し、責任ある企業行動に関する作業部会を通じて、及び他の**OECD**機関との協力において、次のことを**指示する**。

- a. 本勧告の実施に係る実践的な経験を含めた**RBC**のための政府の政策に関する情報交換の場となること。
- b. 参加国が本勧告を実施する上での実践的な支援とガイダンスを提供すること。
- c. 本勧告の実施、普及、及び継続的な妥当性に関して、採択後5年以内に、その後は少なくとも10年ごとに理事会に報告すること。

OECDについて

経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development : OECD）は、グローバル化がもたらす経済、社会及び環境に関する諸問題に対して各国政府が協働する独自のフォーラムである。OECDはまた、コーポレート・ガバナンスや情報経済、高齢化社会等の新たな動向や懸念事項を理解し、各国政府がそれに対応できるよう支援する取組の最前線に立っている。OECDは、各国政府が政策経験を比較し、共通の課題に対する解決策を模索し、優良事例を特定し、国内外の政策の調整を図るための場を提供している。

OECD加盟国は、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国である。欧州連合（EU）はOECDの活動に参加している。

OECDの法的文書

1961年にOECDが創設されて以来、その枠組みの中で約460の法的文書が作成されてきた。これらには、OECD法（OECD条約に従ってOECD理事会が採択した決定及び勧告）や、OECDの枠組み内で作成されたその他の法的文書（宣言や国際協定など）が含まれる。

OECDの実質的な法的文書は、施行中のものも廃止されたものも、全てオンラインの「OECDの法的文書一覧」に掲載されている。これらは以下の5つのカテゴリーに分類される。

- **決定**は、理事会で採択され、採択時に棄権した国を除く全加盟国を法的に拘束する。決定には、具体的な権利及び義務が定められており、モニタリング（監視）メカニズムが含まれることもある。
- **勧告**は、理事会で採択され、法的拘束力はない。そこに含まれる原則に対する政治的なコミットメントを示すものであり、加盟国がその実施に最善を尽くすことを期待するものである。
- **実質的成果文書**は、OECDの機関ではなく、個別のリストの参加国によって採択される文書であり、閣僚級会合、ハイレベル会合、または、OECDの他の会合の成果として作成される。通常、基本原則や長期的目標を定め、厳粛な性格を持つ。
- **国際協定**は、OECDの枠組みの中で交渉され、締結される。締約国を法的に拘束するものである。
- **取決め、了解事項その他文書**：OECDの枠組みの中で策定されたその他の実質的な法的文書には、以下のようなものがある：公的輸出信用アレンジメント、海上輸送原則に関する国際了解事項、開発援助委員会（DAC）による勧告がある。